

市外へ転出するときの手続き

以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

チェック	必要な手続き	持参するもの	手続きの仕方・手続きが必要な方	窓口
	個人番号カード、個人番号の通知カードの住所の変更手続き(国外転出を含む)	個人番号カード、個人番号の通知カード	国外転出の方は窓口へ提出してください。転入先の市町村役所(場)に転入届と一緒に提出してください。	【1階左棟23～27番】 戸籍住民課 住民記録係 転入先の市区町村役所(場)
	住民基本台帳カードを継続して利用する場合	住民基本台帳カード		
	電子証明の失効	—————	転出届により自動的に失効になります。	—————
	印鑑登録の廃止	—————	転出届により登録は自動的に廃止されます。登録証は返納するか破棄してください。	【1階左棟23～27番】 戸籍住民課 住民記録係
	小中学校の転校手続き	—————	在学証明書等(今までの学校で発行)を引越し先の市区町村へ提出してください。	—————
	国民年金の住所変更手続き(加入されている方)	—————	第1号被保険者の方(自営業・自由業・学生など)と任意加入者の方は、転出先の市町村にお問い合わせください。	—————
	国民年金の住所変更手続き(受給されている方)	—————	転出した後、住所・支払機関変更届を転出先の年金事務所へ郵送する必要があります。(厚生年金受給者の方も同様の手続きとなります)詳しくは転出先の市町村か年金事務所にお問い合わせください。	—————
	国民健康保険の脱退手続き	印鑑・国民健康保険証納付通知書	国民健康保険の加入者で転出される方は保険証を返還してください。引越し先の市町村で新規加入手続きをしてください。	【1階右棟1番】 保険年金課 保険係
	介護保険の資格喪失手続き	被保険者証	被保険者証を返還してください。要介護認定を受けている方(申請中を含む)は、受給資格証明書の交付を受けてください。	
	後期高齢者医療の喪失手続き		被保険者証を返還してください。	
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の住所変更手続き	—————	手当の支給を受けている方は、窓口へお申し出ください。	【1階右棟5番】 保健福祉課 相談担当
	敬老優待乗車証の返還	敬老優待乗車証(パス)	パスを返還してください。	【1階右棟6番】 保健福祉課 給付事務係
	障害者交通費助成の福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券・交通費助成カードの返還	福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券・交通費助成カード	福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券・交通費助成カードを返還してください。	

チェック	必要な手続き	持参するもの	手続きの仕方・手続きが必要な方	窓口
	子ども医療費助成の喪失手続き	受給者証	受給者証を返還してください。	【1階右棟7番】 保健福祉課 福祉助成係
	ひとり親家庭等医療費助成の喪失手続き			
	重度心身障がい者医療費助成の喪失手続き			
	児童手当の消滅手続き	_____	本市での消滅手続きのうえ引き続き受給するには、転出先の市町村で転出予定日の翌日から15日以内に申請手続きが必要です。(単身赴任などで子どもが本市に残る場合でも手続きが必要です。)	【1階右棟8番】 保健福祉課 福祉助成係
	児童扶養手当の住所変更手続き	手当証書・印鑑	本市への届出のうえ、引越し先の市町村で手続きしてください。	
	災害遺児手当の消滅手続き	印 鑑	手当の支給を受けている方は、窓口へお申し出ください。	
	心身障害者扶養共済制度の手続き	_____	引越し先の市町村で手続きしてください。	
	特別児童扶養手当の手続き	_____		
	特別奨学金の廃止手続き	印 鑑	世帯全員が市外へ転出する場合は奨学金が廃止になります。窓口へお申し出ください。	【1階右棟9番】 保健福祉課 地域福祉係
	母子寡婦福祉資金の住所変更手続き	_____	資金の貸し付けを受けている区の母子・婦人相談員へご連絡ください。	【2階左棟13番】 健康・子ども課 子ども家庭福祉担当
	保育所入所児童(申込中含む)の退所手続き		退所届(申込中の方は取下書)を提出してください。	
	指定難病、特定疾患、肝炎治療特別推進事業、ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の住所変更手続き	受給者証など (引越し先の市町村にお問い合わせ下さい)	引越し先の市町村で手続きしてください。	_____
	犬を飼育している方	_____	札幌市での手続きは不要です。転出先の市町村役場(保健所)に鑑札を持参して手続きしてください。	_____
	*外国へ転出される方へ 日本人住民の方の選挙の手続き(在外選挙制度)	_____	外国に居住していても一定の条件を満たし、在外選挙人名簿の登録手続きをすることで、日本の国政選挙の投票を行うことができます。詳しくは2階左棟18番選挙管理委員会又は外国でのお住まいの地域を管轄する在外公館(大使館、総領事館など)へお問い合わせください。	_____
	水道・下水道の手続き	_____	水道局電話受付センターへ電話でご連絡ください。	水道局 電話受付センター Tel 211-7770



きよっち

札幌市清田区役所

〒004-8613 札幌市清田区平岡1条1丁目2番1号

電話 (代) 889-2400

平成30年3月～